熊本地域乗合バス事業共同経営

共同経営に至る背景・取組状況

令和３年（２０２１年）１月

九州産交バス㈱、産交バス㈱、熊本電気鉄道㈱、
熊本バス㈱、熊本都市バス㈱

1 共同経営に至る経緯

全国と同様、熊本県内のバス事業者は厳しい経営環境に陥っており、利用者数の減少や運転士不足等に伴う公共交通サービスの縮小が進んでいる。将来にわたり県民・市民の生活に必要な移動手段を確保するための取組みが必要

（熊本地域の乗合バスを取り巻く現状）

利用者数・サービスの減少

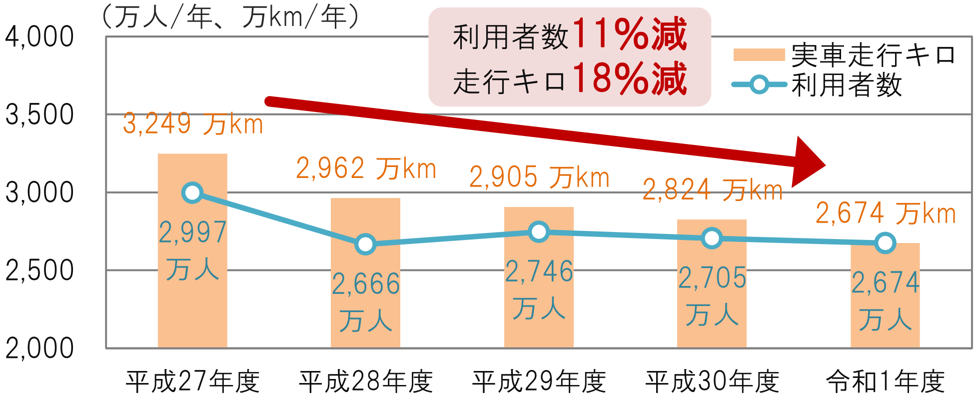

資料：各社運行実績資料（各年）

県内バス路線の赤字

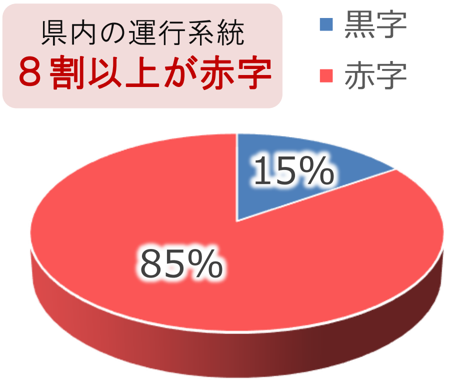

資料：各社運行実績資料（R1年度）

運転士の不足数

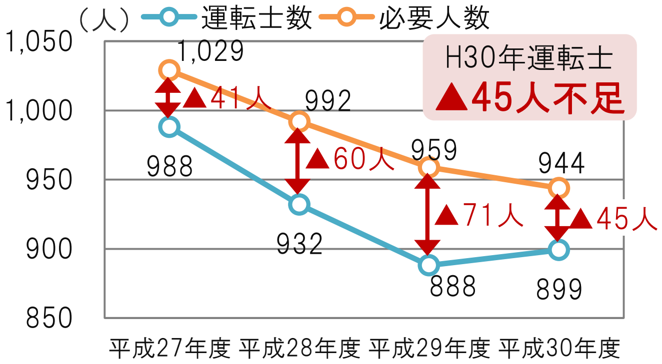

資料：各社雇用・退職等実績資料（各年）

（公共交通の課題・将来の見通し）

3～5年先のサービス提供を維持できない可能性が危惧され、今後の人口減少・超高齢社会を見据えた公共交通ネットワークの維持・拡充策が必要

共同経営を目指す取組み

熊本におけるバス交通のあり方検討会において、熊本地域の“あるべきバス路線網”や経営問題の解消策を検討

県内バス事業者５社が企業間の垣根を越えて連携し、持続可能なバス路線網の構築を目指す“共同経営”に合意

2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの影響により、令和２年は利用者数の急減に見舞われている。事業者はサービス水準を下げず、社会インフラとして機能するよう努力しているが、経営環境・業績は悪化、収支はさらに厳しい状況に陥っている。

2020年度上半期の状況

※輸送人員・運行回数・運送収入は熊本県内バス事業者5社の合計

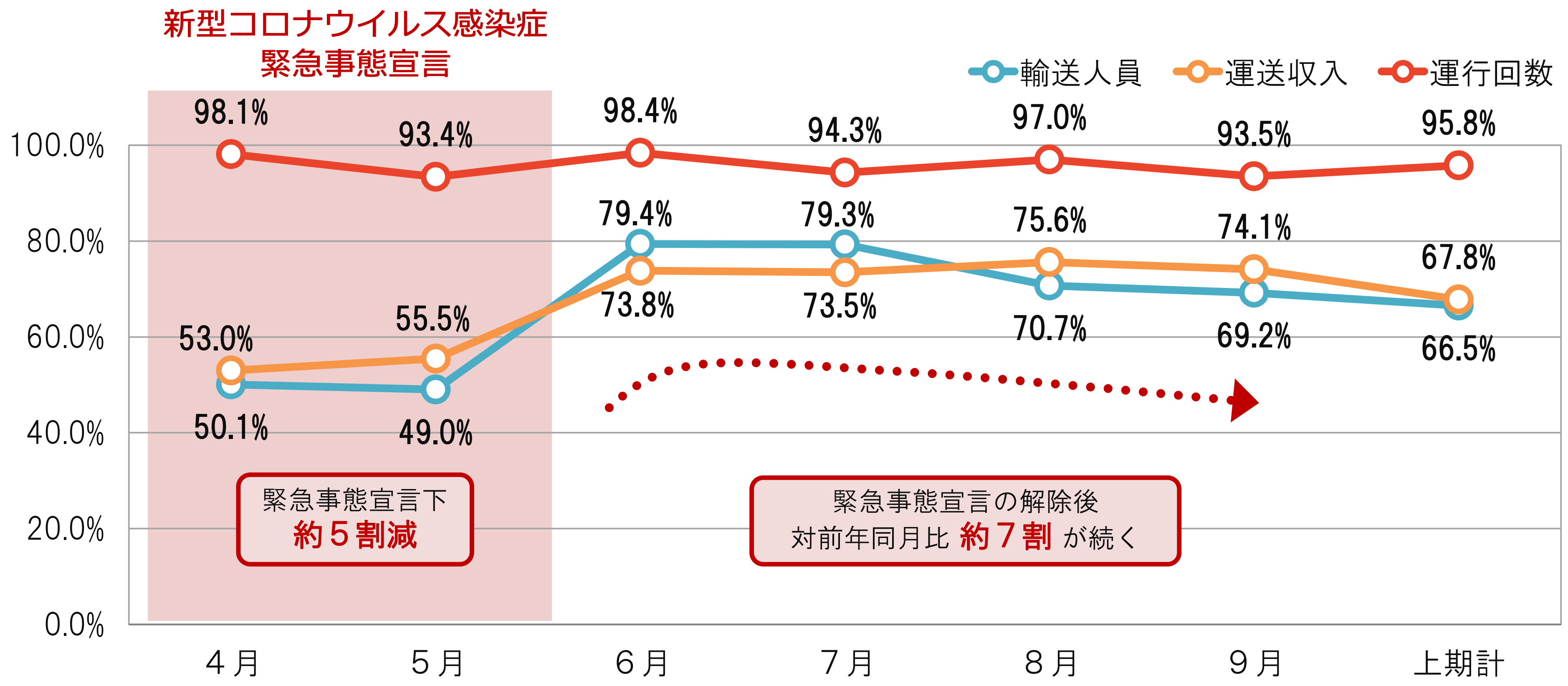

各社で自社内の効率化を図ることはもちろん、熊本地域のバス路線網を維持する為、５社が連携したバス事業全体の効率化を推進していくことも急務となった

3 共同経営とは

令和2年11月、乗合バス事業者の厳しい経営状況等を踏まえ、企業間の一定の共同行為について認める「独占禁止法特例法」が施行され、これまでカルテル規制の対象となっていた複数事業者によるサービス調整などが実施可能に

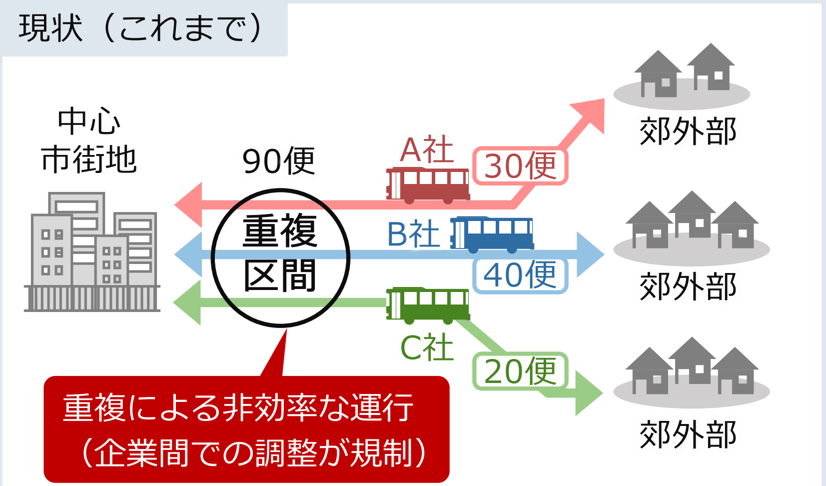

例えば、
- ●同じ時刻にバスが何台も来る（だんご状態）
- ●近い時間帯の便は、各社で乗客を取り合い
- ●利用者のバス待ち時間が長い時がある

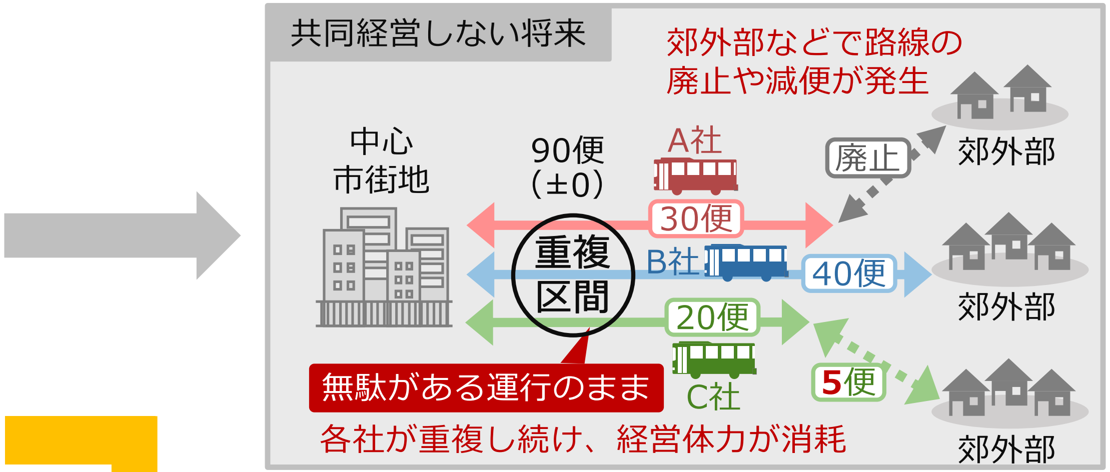

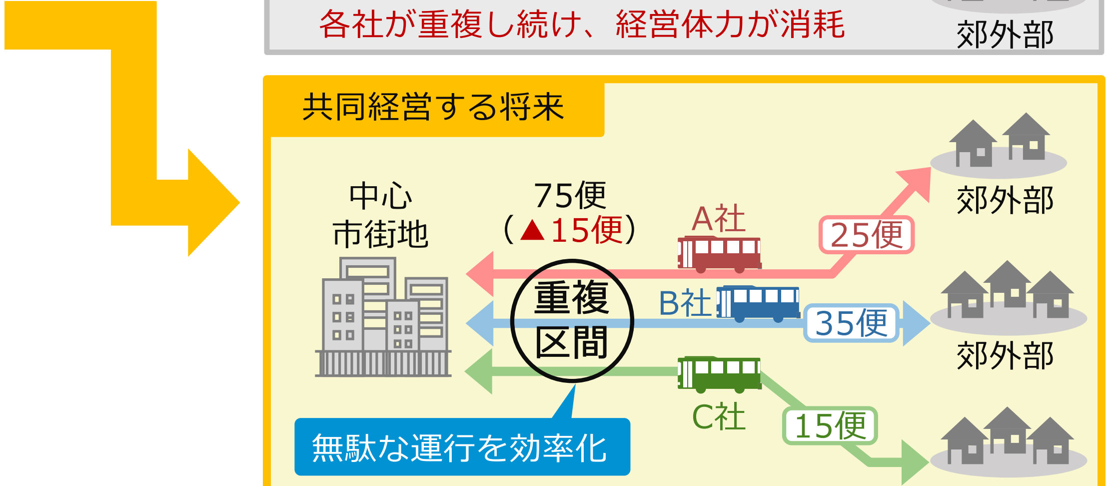

- ●バス待ち時間を平準化
  だんご状態、前後便の間隔が長いダイヤの解消

重複区間を効率化して必要な路線・便数を維持

（参考）独占禁止法によるカルテル規制
一般消費者に不当な不利益が生じないよう、

“複数の事業者が話し合って” 路線の再編や運行時刻の設定、運賃の設定などを決定する行為

が独占禁止法で規制されていた

▶▶▶これまでカルテル規制でなかなか進まなかった取組が独占禁止法特例法によって実施可能に

5 共同経営計画第１版の策定

申請者

(1) 九州産交バス株式会社
(2) 産交バス株式会社
(3) 熊本電気鉄道株式会社
(4) 熊本バス株式会社
(5) 熊本都市バス株式会社

計画区域・対象路線

複数のバス事業者が重複して運行する代表４区間＋効率化で生じた余剰の充当先（熊本駅周辺の開発の対応）　※右図参照

共同経営の概要

①旧３号線方面の最適化〈植木・山鹿方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化、
熊本駅方面の路線延伸（余剰の充当）

②川尻市道方面の最適化〈川尻・松橋方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化

③産業道路・国体道路方面の最適化〈長嶺方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化

④旧５７号線方面の最適化〈楠・大津方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化、2社共通の乗継割引、
熊本駅方面、武蔵ヶ丘・光の森方面の路線延伸（余剰の充当）

共同経営の目標

①収益性・効率性の向上
重複区間の効率化等により、収益性は約31百万円の改善、
サービス維持に必要な人員5.6人/日・車両4.7台/日の軽減

②サービス提供維持の目標
利用者利便の水準を維持しつつ、対象55系統のサービス維持

実施期間
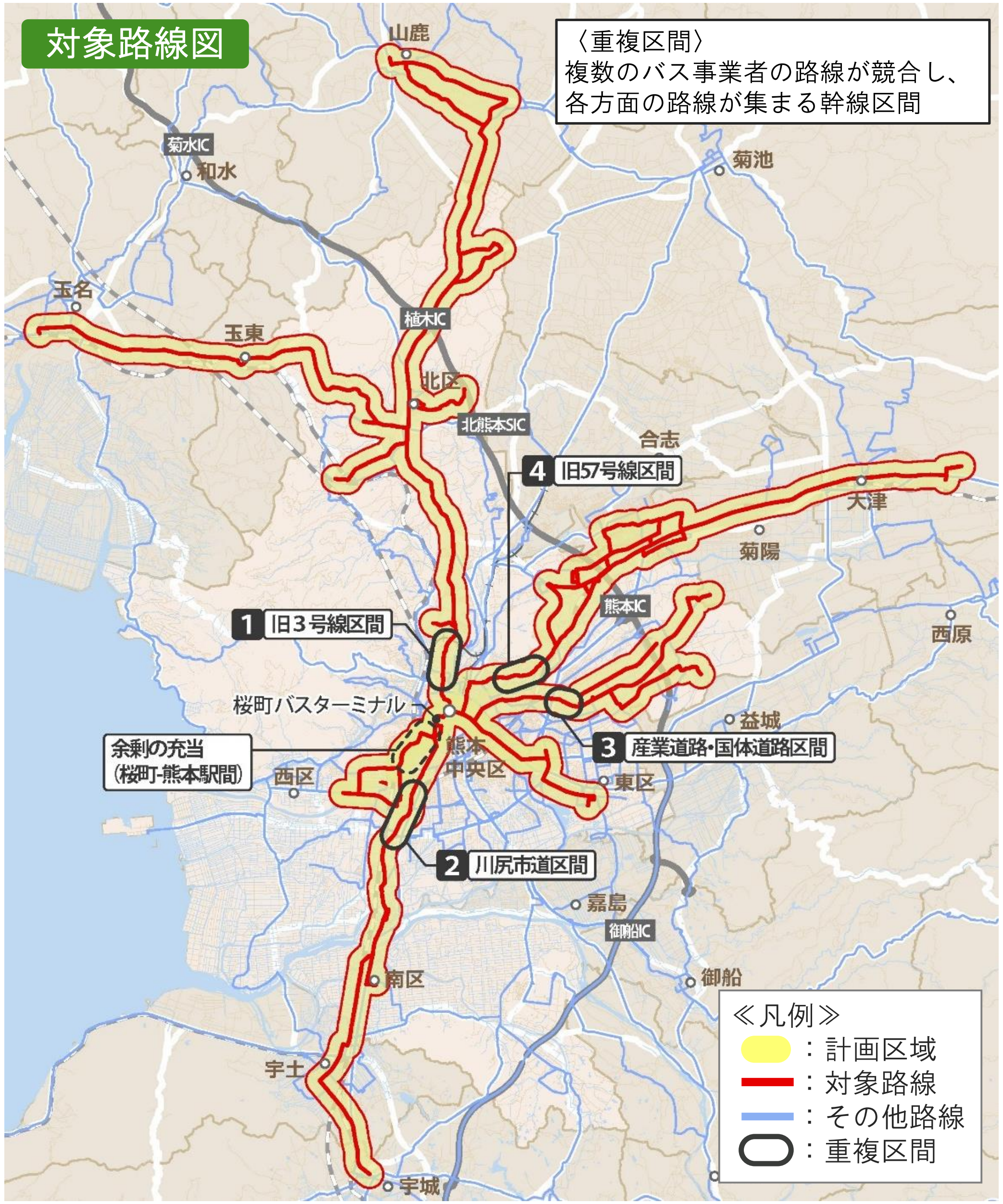
令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間